

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	宮古港利用方策検討業務
業 務 概 要	本業務は、宮古港について、背後圏の現況特性や社会情勢の変化等を踏まえ、将来の港湾利用を見据えたふ頭再編の検討を行うものである。
契 約 担 当 官 等 の 氏 名 並 びにその所属する部局 の 名 称 及 び 所 在 地	分任支出負担行為担当官釜石港湾事務所長 小岩 利弘 東北地方整備局釜石港湾事務所 岩手県釜石市港町2-7-27
契 約 年 月 日	令和6年9月6日
契 約 業 者 名	パシフィックコンサルタンツ株式会社 盛岡事務所
契 約 業 者 の 住 所	岩手県盛岡市開運橋通1番1号
契 約 金 額	15,389,000円（税込み）
予 定 価 格	15,488,000円（税込み）
随意契約によることとした 理 由	別紙のとおり
業 務 場 所	—
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 （ 自 ）	令和6年9月6日
履 行 期 間 （ 至 ）	令和7年3月21日
備 考	

随 意 契 約 理 由 書

1. 業務の名称 宮古港利用方策検討業務

2. 契約業者名 パシフィックコンサルタンツ株式会社 盛岡事務所

3. 随意契約理由

本業務は、宮古港について、背後圏の現況特性や社会情勢の変化等を踏まえ、将来の港湾利用を見据えたふ頭再編の検討を行うものである。

本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者の内で資格を満たした者から技術提案書を求め、「業務の実施方針・実施フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。

審査の結果、総合的に最も評価値が高位である、パシフィックコンサルタンツ株式会社盛岡事務所を契約の相手方として特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、パシフィックコンサルタンツ株式会社盛岡事務所と随意契約を行うものである。